

証券コード 6855

2019年6月10日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号

日本電子材料株式会社

取締役社長 大久保 和 正

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル 尼崎 3階鳳凰の間
（旧名称：都ホテル ニューアルカイク）
（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第60期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第60期連結計算書類監査結果報告
の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jem-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の業況判断については製造業を中心に慎重さがみられたものの、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善が進むなかで、全体としては緩やかな回復傾向となりました。海外経済につきましても、通商問題の動向や中国経済の先行きに対する不透明感が高まったものの、緩やかな回復基調は維持されました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、中長期的には緩やかな成長を予想する一方で、足元ではデータセンターに関する投資への慎重姿勢が強まったことやスマートフォン需要の鈍化に加え、半導体価格の急激な下落により、半導体メーカーが設備投資計画の見直しを図る等、市場動向の変化が激しい状況で推移いたしました。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、中長期的な成長が見込まれる市場向けに拡販を推し進めました。その結果、売上面につきましては、ロジック I C 向けについては軟調に推移しましたが、メモリー I C 向けにつきましては、NAND型フラッシュメモリー向けを中心に堅調に推移しました。利益面につきましては、売上構成の変化や、コスト削減の推進により前連結会計年度を大きく上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高14,416百万円（前連結会計年度比0.1%増）、営業利益1,005百万円（前連結会計年度比95.4%増）、経常利益1,058百万円（前連結会計年度比132.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、関係会社株式売却による特別利益を計上したこと等により、810百万円（前連結会計年度比163.8%増）となりました。

なお、報告セグメント別の業績は次のとおりです。

〈半導体検査用部品関連事業〉

ロジック I C 向けは、自動車用半導体向けの回復の遅れにより軟調に推移しました。メモリー I C 向けにつきましては、顧客需要に応えることにより、堅調に推移しました。

以上の結果、売上高14,160百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。

〈電子管部品関連事業〉

電子管部品関連事業につきましては、売上高255百万円（前連結会計年度比1.1%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で981百万円（前連結会計年度比14.1%減）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、中長期的には緩やかな成長を予想する一方で、足元では市場動向の変化が激しい状況で推移しており、プローブカードの需要動向への影響も予想されます。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、着実な成長を遂げるため、以下の課題に取り組んでまいります。

①市場の要求に応える製品の開発とサービスの強化

中長期的に需要が見込まれるDRAM及びNAND型フラッシュメモリー向け製品の更なる性能向上、納期短縮、原価低減を行い、製品競争力を高め、拡販に取り組んでまいります。また、次世代半導体向けプローブカードの開発を加速させ、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

②海外販売の強化

海外の半導体市場は、アジアを中心に着実な成長を遂げております。また、製造を専門に行うファウンドリや、自社工場を持たず製品の企画や設計のみを行うファブレスメーカーの台頭等、半導体の生産は世界規模で分業化が進んでおります。当社グループは、海外拠点のネットワークを活かした販売活動の充実を図るとともに、日本から各国拠点へのリソース投入や一層の技術支援により、海外販売の強化を推進します。

③付加価値向上への取組み

技術革新やV A活動による原価低減や品質向上によって、付加価値の向上を図ります。

④経営基盤の更なる強化

為替変動や緊急時における対応等、リスクマネジメントの一層の高度化を目指し、経営基盤の強化に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を実施し、企業価値の向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 57 期 (2015年度)	第 58 期 (2016年度)	第 59 期 (2017年度)	第 60 期 (当連結会計年度) (2018年度)
売 上 高 (百万円)	13,014	12,489	14,405	14,416
経 常 利 益 (百万円)	557	129	456	1,058
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	330	78	307	810
1 株当たり当期純損益 (円)	31.21	7.45	29.00	76.50
総 資 産 (百万円)	16,572	16,845	17,527	18,055
純 資 産 (百万円)	10,737	10,490	10,634	11,160
1 株当たり純資産 (円)	1,002.51	983.64	1,001.14	1,053.92

- (注) 1. 第57期につきましては、市場の冷え込みの影響があったものの、Mタイププローブカード等の拡販が進んだことにより、売上面につきましては、第56期を若干上回る結果となりました。利益面につきましては、為替差損の影響等により、第56期を下回る結果となりました。
2. 第58期につきましては、ロジック I C 向けの拡販が進む等、徐々に回復傾向となったものの、メモリー I C 向けの本格的な需要回復が遅れている影響により、売上面につきましては、第57期をやや下回る結果となりました。利益面につきましても、生産能力の強化や開発を推し進める一方で、経費削減にも努めてまいりましたが、収益性の高い製品需要の落ち込みや、為替相場の変動の影響等により、第57期を下回る結果となりました。
3. 第59期につきましては、メモリー I C 向けは、NAND型フラッシュメモリー向けの拡販が進み、DRAM向けにつきましても堅調に推移いたしました。ロジック I C 向けにつきましても、自動車用半導体向けを中心に売上を伸ばすことができました。利益面につきましても、売上高の増加に伴い、第58期を上回る結果となりました。
4. 第60期につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第60期の期首から適用しており、第59期「総資産」については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
JEM AMERICA CORP.	3,650 千US\$	100.0 %	半導体検査用部品 関連事業
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.	2,000 千HK\$	100.0	
JEM TAIWAN PROBE CORP.	40,100 千NT\$	100.0	
JEM EUROPE S.A.R.L.	400 千€	100.0	
JEM Shanghai Co., Ltd.	1,000 千US\$	100.0	
JEM (THAILAND) Co., Ltd.	38,000 千THB	100.0	

(7) 主要な事業内容

当社グループは半導体検査用部品、電子管部品の開発、製造及び販売を行っております。

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
半導体 検査用部品 関連事業	<カンチレバー型プローブカード> Cタイププローブカード プローブ（探針）の形状が力学でいう片持ち梁（Cantilever）の構造を持つタイプ ・C Eシリーズ <アドバンストプローブカード> Vタイププローブカード プローブ（探針）の形状が垂直型で、主として半導体の高集積化・高速化対応として使用されているタイプ ・V Tシリーズ（垂直接触型プローブカード） ・V Sシリーズ（垂直スプリング接触型プローブカード） ・V Eシリーズ（垂直＋カンチレバー複合型プローブカード） Mタイププローブカード MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）技術を用いたプローブユニットを使用しているタイプ ・MCシリーズ ・MLシリーズ
電子管部品 関連事業	陰極、フィラメント

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市
熊 本 事 業 所	熊 本 県 菊 池 市
東 京 営 業	神 奈 川 県 横 浜 市
JEM AMERICA CORP. (子会社)	ア メ リ カ 合 衆 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
JEM (HONG KONG) Co., Ltd. (子会社)	中 国 香 港
JEM TAIWAN PROBE CORP. (子会社)	台 湾 竹 北 市
JEM EUROPE S. A. R. L. (子会社)	フ ラ ン ス モ ン ブ ル ノ サ ン マ タ ン 市
JEM Shanghai Co., Ltd. (子会社)	中 国 上 海 市
JEM (THAILAND) Co., Ltd. (子会社)	タ イ チ ョ ン ブ リ 県

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度比増減
1,015名	3名増

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
(株)三菱UFJ銀行	1,816 百万円
(株)三井住友銀行	659
(株)りそな銀行	749
その他	216

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,604,880株

(3) 株主数 5,771名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) 大 久 保 興 産	1,266 千株	11.96 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	625	5.90
大 久 保 和 正	481	4.55
日本マスタートラスト信託銀行(株)	403	3.80
大 久 保 英 正	385	3.64
(株) 三 菱 U F J 銀 行	309	2.91
大 久 保 昌 男	290	2.73
古 山 陽 一	260	2.45
野 村 信 託 銀 行 (株)	202	1.90
日 本 電 子 材 料 社 員 持 株 会	188	1.77

(注) 持株比率は、自己株式(15,559株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 久 保 和 正	社長執行役員 営業統括部長 (営業統括担当)
常 務 取 締 役	足 立 安 孝	常務執行役員 管理部門統括部長 (コンプライアンス担当) (管理部門統括担当) JEM Shanghai Co.,Ltd. 取締役社長
取 締 役	吉 田 博 之	
取 締 役	吉 田 裕	
取 締 役 (常勤監査等委員)	竹 原 克 尚	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 村 耕 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	濱 田 幸 和	濱田税理士事務所所長 (株)プロセスサポート代表取締役社長

- (注) 1. 取締役吉田博之氏及び吉田裕氏並びに取締役(監査等委員) 田村耕一氏及び濱田幸和氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うため、取締役(監査等委員) 竹原克尚氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役吉田博之氏は、半導体業界等におけるマネジメント及び三菱電機ロジスティクス(株)における常任監査役を通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して取締役吉田博之氏を独立役員とする届出を行っております。
4. 取締役吉田裕氏は、経営等のマネジメントの経験と見識を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して取締役吉田裕氏を独立役員とする届出を行っております。
5. 取締役(監査等委員) 田村耕一氏は、半導体業界等における経営及びマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して取締役(監査等委員) 田村耕一氏を独立役員とする届出を行っております。
6. 取締役(監査等委員) 濱田幸和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して取締役(監査等委員) 濱田幸和氏を独立役員とする届出を行っております。
7. 濱田税理士事務所及び(株)プロセスサポートと当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2018年6月26日

氏 名	異 動 後	異 動 前
大 久 保 和 正	代表取締役社長 社長執行役員 営業統括部長 (営業統括担当)	代表取締役社長 社長執行役員

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （2名）	55百万円 （7百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	23百万円 （7百万円）

- （注） 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	吉 田 博 之	当事業年度中に開催の取締役会18回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 田 裕	当事業年度中に開催の取締役会18回中15回に出席し、発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	田 村 耕 一	当事業年度中に開催の取締役会18回のすべて、及び監査等委員会12回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	濱 田 幸 和	当事業年度中に開催の取締役会18回のすべて、及び監査等委員会12回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
1. 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	27百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

5-1 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下の項目を定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
- ②業務執行にあたっては、取締役会、執行役員会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
- ③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
- ④コンプライアンス担当責任者は管理部門統括担当執行役員とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当責任者は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会及び執行役員会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
- ②資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
- ③安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
- ④内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
- ⑤内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当責任者及び取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
- ②取締役会、執行役員会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献等を勘案して、その優先順位を決定する。
- ③業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会、執行役員会並びに経営会議に報告する。
- ④取締役会、執行役員会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤④の議論を踏まえ、各部門を担当する執行役員及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
- ②コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規則を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
- ③内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査等委員会等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査等委員会等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当責任者と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ⑤財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務及び経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置付けに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを監査等委員会から求められた場合、監査等委員会の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査等委員会に有り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させる。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人はその職務に関して監査等委員会の指示のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からの指示を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員会が必要と考える適正な予算を設けている他、前払を含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、執行役員会に出席する他、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。

②監査等委員会は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧又は謄写できる。

③監査等委員会からの取締役又は使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。

④監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

5-2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。
- ②当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
- ③既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
- ④反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

5-3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、業務の適正を確保するための体制の実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査した結果、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人との意見交換会の開催や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視しております。

5-4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本とし、業績に応じて積極的な株主還元を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めており、当期の剰余金の配当につきましては、中間配当金5円を含め、1株当たりの年間配当金を10円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額 52,946,605円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月11日

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,379	支払手形及び買掛金	923
受取手形及び売掛金	5,824	電子記録債務	968
電子記録債権	660	設備電子記録債務	454
有価証券	142	1年内返済予定の長期借入金	1,082
製品	197	未払金	198
仕掛品	819	未払法人税等	134
原材料及び貯蔵品	1,623	未払費用	520
預け金	746	その他	189
その他	266	流動負債合計	4,472
貸倒引当金	△ 6	固定負債	
流動資産合計	13,653	長期借入金	2,360
固定資産		その他	62
有形固定資産		固定負債合計	2,422
建物及び構築物	868	負債合計	6,895
機械装置及び運搬具	1,689	純資産の部	
工具、器具及び備品	165	株主資本	
土地	639	資本金	983
建設仮勘定	410	資本剰余金	1,202
有形固定資産合計	3,773	利益剰余金	9,083
無形固定資産		自己株式	△ 15
ソフトウェア	126	株主資本合計	11,253
その他	9	その他の包括利益累計額	
無形固定資産合計	135	その他有価証券評価差額金	1
投資その他の資産		為替換算調整勘定	△ 94
投資有価証券	64	その他の包括利益累計額合計	△ 93
関係会社株式	63	純資産合計	11,160
繰延税金資産	197	負債純資産合計	18,055
その他	168		
貸倒引当金	△ 0		
投資その他の資産合計	493		
固定資産合計	4,402		
資産合計	18,055		

連 結 損 益 計 算 書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	金額
売上高	14,416
売上原価	10,204
売上総利益	4,212
販売費及び一般管理費	3,206
営業利益	1,005
営業外収益	
受取利息	12
固定資産売却益	28
材料屑売却益	14
その他	22
営業外収益合計	77
営業外費用	
支払利息	11
為替差損	10
その他	1
営業外費用合計	23
経常利益	1,058
特別利益	
関係会社株式売却益	162
特別利益合計	162
特別損失	
固定資産除却損	59
支払補償金	160
特別損失合計	220
税金等調整前当期純利益	1,001
法人税、住民税及び事業税	206
法人税等調整額	△ 14
法人税等合計	191
当期純利益	810
親会社株主に帰属する当期純利益	810

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	983	1,202	8,379	△ 15	10,549
当期変動額					
剰余金の配当			△ 105		△ 105
親会社株主に帰属する当期純利益			810		810
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	704	△ 0	704
当期末残高	983	1,202	9,083	△ 15	11,253

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2	49	52	32	10,634
当期変動額					
剰余金の配当					△ 105
親会社株主に帰属する当期純利益					810
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0	△ 144	△ 145	△ 32	△ 177
当期変動額合計	△ 0	△ 144	△ 145	△ 32	526
当期末残高	1	△ 94	△ 93	—	11,160

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 7 社 |
| ② 連結子会社の名称 | JEM AMERICA CORP.
JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.
JEM TAIWAN PROBE CORP.
JEM EUROPE S. A. R. L.
JEM Shanghai Co.,Ltd.
JEM(THAILAND)Co.,Ltd.
JEM(SHENZHEN)Co.,Ltd. |

上記のうち、JEM(SHENZHEN)Co.,Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました同和JEM株式会社は、所有株式の全てを売却したため連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

JEMCO Co.,Ltd. JEM SE ASIA Pte.Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

JEMCO Co.,Ltd. JEM SE ASIA Pte.Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ……移動平均法による原価法によっております。

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品 …… 主として個別法によっております。

そ の 他 見 込 生 産 品 …… 主として月別総平均法によっております。

原材料 …… 主として移動平均法によっております。

貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法によっております。

c. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

リース資産以外の ……当社は定率法によっております。

有形固定資産 ……ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、定額法を採用しております。

リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

b. 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産 … 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度288百万円）は、当連結会計年度において「投資その他の資産」の「繰延税金資産」197百万円として表示しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,446百万円
(2) ①担保に供している資産	
建物及び構築物	433百万円
土 地	382百万円
②上記に対応する債務	
1年内返済予定の長期借入金	483百万円
長期借入金	391百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

固定資産除却損	
建 物	37百万円
解体撤去費用	22百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式	10,604,880株
------------------------------------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	52百万円	5円	2018年 3月31日	2018年 6月27日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	52百万円	5円	2018年 9月30日	2018年 12月5日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	52百万円	5円	2019年 3月31日	2019年 6月11日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安定的な支払能力を確保するため、内部資金、金融機関からの借入、設備のリース化等の活用により、資金調達の多様化と安定した資金繰りを実現しております。なお、外部からの資金調達については、安定的で低利息を目標とし、経済や金融情勢を加味しながら、長期もしくは短期のバランスのとれた調達を実施しております。一時的な余資については、短期的かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、原則として1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金等については、安定的な支払能力の確保を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で9年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主に営業部門内で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定し取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価等が取締役会に報告されております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づいて行っており、取引実績及び取引残高は取締役会に報告されております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、35.92%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,379	3,379	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,824	5,824	—
(3) 電子記録債権	660	660	—
(4) 預け金	746	746	—
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	146	146	—
資産計	10,757	10,757	—
(1) 支払手形及び買掛金	923	923	—
(2) 電子記録債務	968	968	—
(3) 設備電子記録債務	454	454	—
(4) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	3,442	3,434	△8
負債計	5,788	5,780	△8
デリバティブ取引	(△ 0)	(△ 0)	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、並びに (4) 預け金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの取得価額又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得価額 又は償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得価 額又は償却原価 を超えるもの	(1) 株式	1	3	2
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1	3	2
連結貸借対照表 計上額が取得価 額又は償却原価 を超えないもの	(1) 株式	0	0	△ 0
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	142	142	—
	小計	143	143	△ 0
合計		144	146	2

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに (3) 設備電子記録債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格によっております。）

（単位：百万円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引 売建 米国ドル	20	—	△ 0	△ 0
合計		20	—	△ 0	△ 0

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60
関係会社株式	63

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注3）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	3,379	—
受取手形及び売掛金	5,824	—
電子記録債権	660	—
預け金	746	—
合計	10,610	—

(注4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,082	809	527	774	113	134
合計	1,082	809	527	774	113	134

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,053円92銭

(2) 1株当たり当期純利益 76円50銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2019年 3 月 31 日 現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	1,769	支払手形	35
受取手形	19	買掛金	747
売掛金	4,871	電子記録債務	968
電子記録債権	660	設備電子記録債務	454
有価証券	117	1年内返済予定の長期借入金	1,082
製品	36	未払金	204
仕掛品	737	未払法人税等	132
原材料及び貯蔵品	1,270	設備未払金	60
関係会社短期貸付金	129	その他	273
未収入金	328	流動負債合計	3,959
預け金	746	固定負債	
その他	105	長期借入金	2,360
貸倒引当金	△ 2	その他	61
流動資産合計	10,790	固定負債合計	2,421
固定資産		負債合計	6,380
有形固定資産		純資産の部	
建物	773	株主資本	
構築物	9	資本金	983
機械及び装置	1,329	資本剰余金	
工具、器具及び備品	119	資本準備金	1,202
土地	639	資本剰余金合計	1,202
建設仮勘定	410	利益剰余金	
有形固定資産合計	3,282	利益準備金	97
無形固定資産		その他利益剰余金	
ソフトウェア	111	別途積立金	3,510
その他	6	事業拡張積立金	730
無形固定資産合計	117	土地圧縮積立金	83
投資その他の資産		建物圧縮積立金	14
投資有価証券	64	繰越利益剰余金	3,036
関係会社株式	936	利益剰余金合計	7,472
関係会社長期未収入金	31	自己株式	△ 15
関係会社長期貸付金	392	株主資本合計	9,642
繰延税金資産	267	評価・換算差額等	
その他	142	その他有価証券評価差額金	1
貸倒引当金	△ 0	評価・換算差額等合計	1
投資その他の資産合計	1,833	純資産合計	9,644
固定資産合計	5,233	負債純資産合計	16,024
資産合計	16,024		

損 益 計 算 書

（2018年4月1日から）
（2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	金額
売上高	12,399
売上原価	9,208
売上総利益	3,190
販売費及び一般管理費	2,494
営業利益	696
営業外収益	
受取手数料	23
固定資産売却益	65
受取配当金	100
関係会社貸倒引当金戻入益	28
その他	55
営業外収益合計	273
営業外費用	
支払利息	11
その他	0
営業外費用合計	12
経常利益	957
特別利益	
関係会社株式売却益	53
特別利益合計	53
特別損失	
固定資産除却損	59
特別損失合計	59
税引前当期純利益	951
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等調整額	△ 12
法人税等合計	132
当期純利益	819

株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から）
（2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	983	1,202	1,202
当期変動額			
建物圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	983	1,202	1,202

(単位：百万円)

	株主資本								
	利益剰余金							自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
		別途積立金	事業拡張積立金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	97	3,510	730	83	15	2,322	6,759	△ 15	8,929
当期変動額									
建物圧縮積立金の取崩					△ 1	1	—		—
剰余金の配当						△ 105	△ 105		△ 105
当期純利益						819	819		819
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 1	714	713	△ 0	713
当期末残高	97	3,510	730	83	14	3,036	7,472	△ 15	9,642

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2	2	8,931
当期変動額			
建物圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△ 105
当期純利益			819
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0	△ 0	△ 0
当期変動額合計	△ 0	△ 0	712
当期末残高	1	1	9,644

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

b. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品…………… 個別法によっております。

その他見込生産品…………… 月別総平均法によっております。

原材料…………… 移動平均法によっております。

貯蔵品…………… 最終仕入原価法によっております。

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 …… 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産 …… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 表示方針の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度247百万円)は、当事業年度において「投資その他の資産」の「繰延税金資産」267百万円に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	685百万円
短期金銭債務	201百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,549百万円

(3) ①担保に供している資産

建物	433百万円
土地	382百万円

②上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	483百万円
長期借入金	391百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	①売上高	2,535百万円
	②仕入高	1,917百万円
	③販売費及び一般管理費	63百万円
	④営業取引以外の取引高	184百万円
(2) 固定資産除却損	建物	37百万円
	解体撤去費用	22百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	15,559株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産	
未払事業税等	15百万円
未払費用	33百万円
たな卸資産評価損等	221百万円
未払役員退職慰労金	12百万円
投資有価証券評価損	72百万円
関係会社株式評価損	15百万円
減価償却限度超過額	13百万円
繰越欠損金	277百万円
その他	62百万円
繰延税金資産 小計	724百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△269百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△144百万円
評価性引当額小計	△413百万円
繰延税金資産 合計	311百万円
繰延税金負債	
土地建物圧縮積立金	43百万円
その他	0百万円
繰延税金負債 合計	43百万円
繰延税金資産の純額	267百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決 権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	JEM TAIWAN PROBE CORP.	台湾 竹北市	121	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品の 販売	当社製品の 販売 資金の貸付	754 40	売掛金 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	181 61 128
	JEM (THAILAND) Co., LTD.	タイ チョンブリ県	134	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品の 製造	資金の貸付	130	関係会社 長期貸付金	194
	JEM (SHENZHEN) Co., LTD.	中国 深圳市	77	半導体 検査用部品 関連事業	所有 間接 100.0	当社製品の 製造	材料の有償 支給	242	未収入金	203
	JEM AMERICA CORP.	アメリカ 合衆国 カリフォルニア州	437	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品の 販売	当社製品の 販売	1,541	売掛金	60

(注)

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
JEM TAIWAN PROBE CORP. 及び JEM (THAILAND) CO., LTD. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 910円73銭
- (2) 1株当たり当期純利益 77円36銭

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年 5 月 16 日

日本電子材料株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 恭 一 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年 5 月 16 日

日本電子材料株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 恭 一 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け業務及び財産の状況を確認しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

日本電子材料株式会社 監査等委員会

監査等委員 竹 原 克 尚 印

監査等委員 田 村 耕 一 印

監査等委員 濱 田 幸 和 印

(注) 監査等委員 田村耕一及び濱田幸和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	おお く ぼ かず まさ 大 久 保 和 正 (1955年3月17日生)	1985年4月 当社入社 1985年5月 当社取締役熊本工場長 2003年9月 JEM EUROPE S. A. R. L. 代表取締役会長 2005年4月 JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長 JEM Shanghai Co., Ltd. 代表取締役会長 2005年6月 当社常務取締役 営業統括部長 2008年4月 当社代表取締役副社長 開発統括部長 2010年4月 JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長兼社長 2010年7月 当社代表取締役副社長 2011年6月 当社取締役副会長 JEM (HONG KONG) Co., Ltd. 代表取締役会長 2013年6月 当社取締役副社長 2014年4月 当社取締役副社長 営業統括管掌 2015年4月 JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長 2016年4月 当社取締役副社長 N P 統括部長 営業統括、N P 統括管掌 2017年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 営業統括部長 （営業統括担当）（現任）	481,924株
≪取締役候補者とした理由≫ 大久保和正氏は、当社取締役に就任以来、長年にわたりリーダーシップを発揮し、また、経営者として豊富なマネジメントの経験と知識をもって取締役の職責を果たしており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	あ だち やす たか 足 立 安 孝 (1951年 9 月 17 日生)	1998年 1 月 当社入社 2004年 7 月 当社経理シニアマネージャー 2008年 4 月 当社管理部門副統括部長 兼 経理シニアマネージャー 2009年 1 月 JEM Shanghai Co., Ltd. 取締役社長（現任） 2009年 6 月 当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 2010年 7 月 当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 管理部門統括管掌 2017年 6 月 当社常務取締役 常務執行役員 管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括担当）（現任）	21, 320株
《取締役候補者とした理由》 足立安孝氏は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うとともに、管理部門の責任者としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました。			
3	い の う え ひ ろ し 井 上 廣 志 (1954年 12 月 16 日生)	1975年 4 月 三菱電機(株) 入社 2000年 6 月 同社 パワーデバイス事業統括部 品質保証部長 2004年 4 月 同社 パワーデバイス製作所 パワーデバイス第一部長 2008年 4 月 同社 パワーデバイス製作所 営業部長 2011年 6 月 三菱電機ロジスティクス(株) 入社 同社 取締役電子事業部長 2018年 6 月 同社 顧問	一株
《社外取締役候補者とした理由》 井上廣志氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、それらを当社の経営に反映していただくため、同氏を新たに社外取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	なかもと だいすけ 中 本 大 介 (1963年11月22日生)	1986年4月 大洋(株)入社 1989年4月 Unique Motor Co.,Ltd. 副社長 1997年8月 (株)タクマ入社 2003年11月 Siam Takuma Co.,Ltd. 社長 2014年2月 (株)タクミナ入社 2014年4月 同社 営業本部 海外営業部長 2014年7月 同社 営業本部 海外営業部長 兼 TACMINA KOREA Co.,Ltd. 代表理事 2016年4月 同社 執行役員 営業本部 海外営業部長 兼 TACMINA KOREA Co.,Ltd. 代表理事 兼 TACMINA USA CORP. 代表取締役社長 (現任)	一株
《社外取締役候補者とした理由》 中本大介氏は、海外事業を含む経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくため、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上廣志氏及び中本大介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上廣志氏及び中本大介氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに井上廣志氏及び中本大介氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、井上廣志氏及び中本大介氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たけ はら まさ たか 竹 原 克 尚 (1943年10月18日生)	1967年4月 三菱電機㈱入社 1984年12月 三菱電機セミコンダクタアメリカ社出向 1987年1月 三菱電機㈱ 北伊丹製作所アセンブリ技術部 1999年6月 TOWA㈱入社 2006年9月 当社入社 2007年4月 JEMファインテック㈱ 代表取締役社長 2010年5月 当社顧問 2010年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役（常勤監査等委員） （現任）	4,300株
≪監査等委員である取締役候補者とした理由≫ 竹原克尚氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	は まだ ゆき かず 濱 田 幸 和 (1955年4月9日生)	1986年2月 税理士登録 濱田税理士事務所設立 同所 所長（現任） 1996年6月 当社監査役 2004年6月 同 退任 2007年5月 ㈱プロセスサポート設立 同社 代表取締役社長（現任） 2009年6月 当社監査役 2017年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	1,000株
≪監査等委員である社外取締役候補者とした理由≫ 濱田幸和氏は、長年にわたる税理士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	よし だ ひろ ゆき 吉 田 博 之 (1952年10月26日生)	1977年4月 三菱電機(株)入社 2003年4月 同社 半導体事業本部 半導体業務統括部 生産支援部長 2003年10月 同社 半導体・デバイス事業本部 半導体・デバイス業務統括部 生産システム部長 2008年4月 三菱電機ロジスティクス(株)入社 同社 電子事業部副事業部長 2008年6月 同社 取締役 電子事業部長 2011年6月 同社 常任監査役 2015年6月 同社 常任監査役 退任 2017年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
	《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 吉田博之氏は、半導体業界等のマネジメント及び三菱電機ロジスティクス(株)の常任監査役を通じた豊富な経験と見識を有しており、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者といいました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 濱田幸和氏及び吉田博之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、濱田幸和氏及び吉田博之氏を(株)東京証券取引所に対し、独立役員とする届出を行っており、原案どおり選任された場合、引き続き濱田幸和氏及び吉田博之氏を独立役員とする予定であります。
4. 濱田幸和氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 吉田博之氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 候補者との責任限定契約について
監査等委員である取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、竹原克尚氏、濱田幸和氏及び吉田博之氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
にし い ひろ き 西 井 博 生 (1964年5月19日生)	1987年4月 監査法人朝日新和会計社入社 1990年3月 公認会計士登録 2001年9月 西井博生公認会計士事務所開所 2004年9月 なぎさ監査法人代表社員（現任） 2004年12月 税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員（現任） 2008年6月 当社補欠監査役 2017年6月 当社補欠監査等委員（現任）	一株
《補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 西井博生氏は、公認会計士資格を有し、会計監査に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役に就任した場合には、その知識と見識を当社の監査体制に生かしていただけると考え、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西井博生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 西井博生氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 監査等委員である取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、西井博生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

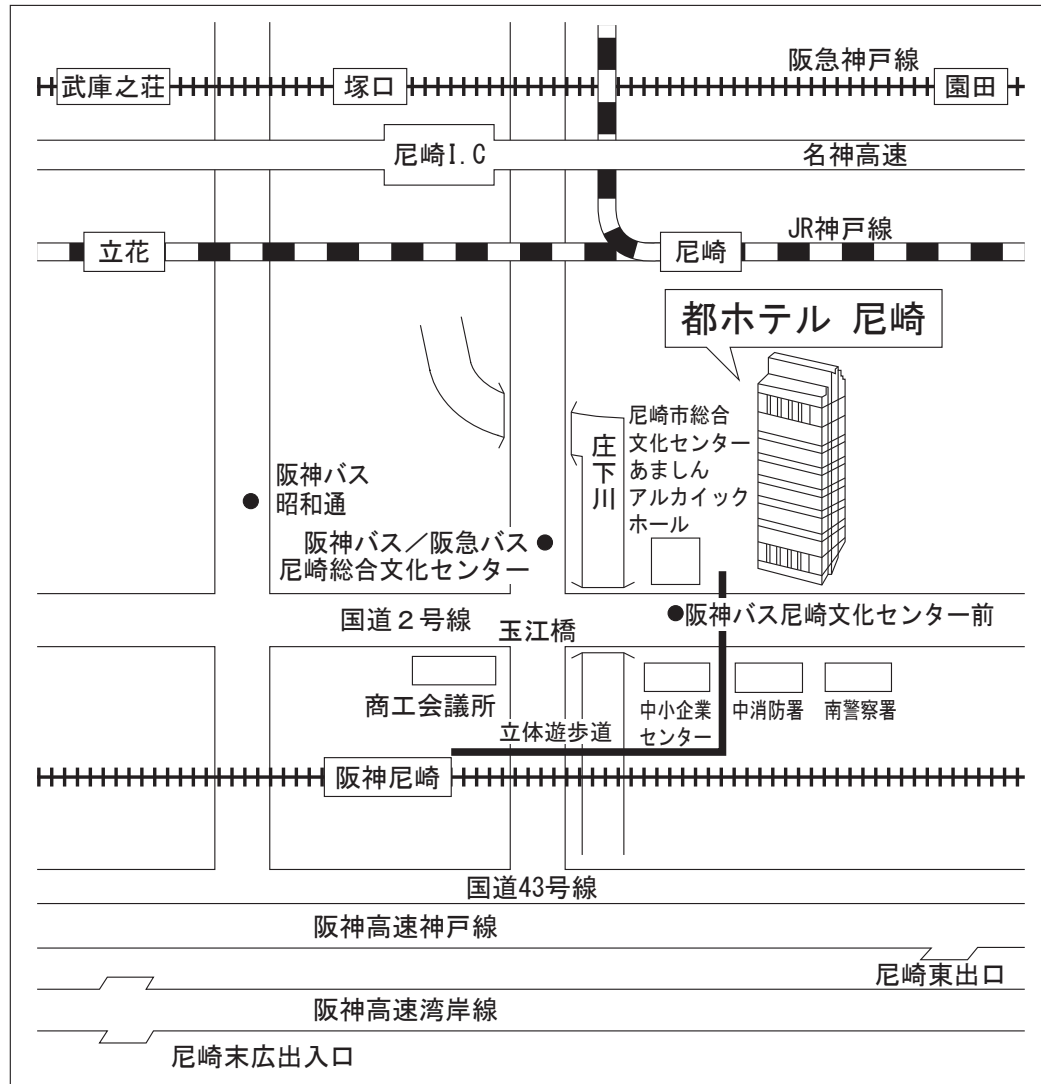
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号

都ホテル 尼崎 3階鳳凰の間

T E L 06-6488-7777



○阪神尼崎駅より北東へ400m (徒歩5分)

○最寄のバス停のご案内

・尼崎総合文化センター

阪神バス：JR尼崎より11番・23番／阪急園田より11番・22番・23番

阪急バス：阪急塚口より55番・57番

・昭和通

阪神バス：JR立花より15番・43番／阪急塚口より13番
／阪急武庫之荘より15番・43番

・尼崎文化センター前